

東彼杵町規則第 1 号

東彼杵町大野原演習場周辺整備基金の設置、管理及び処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 7 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町大野原演習場周辺整備基金の設置、管理及び処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東彼杵町大野原演習場周辺整備基金の設置、管理及び処分に関する条例施行規則（平成１６年規則第２９号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表						別表					
補助事業種目	(1) 地区施設改修に対する補助	(2) 地区施設における介護及び介護予防用備品購入に対する補助	(3) 地区行事等開催経費に対する補助	(4) 環境美化作業等に対する補助	(5) 町長が特に必要と認める事業に対する補助	補助事業種目	(1) 地区施設改修に対する補助	(2) 地区施設における介護及び介護予防用備品購入に対する補助	(3) 地区行事等開催経費に対する補助	(4) 環境美化作業等に対する補助	(5) 町長が特に必要と認める事業に対する補助
補助事業の内容	ア バリアフリー化 イ 地区施設の改修・修繕（浄化槽設置を含む。）	ア 介護用備品（車椅子等）又は介護予防用備品（血圧計、トレーニング機器等）の購入 イ 地域活動に直接必要な備	地区等と一体となつて行うイベント（祭り、スポーツ大会等）	ア 道路（町道、演習場内道路以外）及び地区公園等の清掃 イ 地区公民館、地区公園、公共施設及び街路等の緑化	公益性があり、かつ、町長が特に必要と認めるもの	補助事業の内容	ア バリアフリー化 イ 地区施設の改修・修繕（浄化槽設置を含む。）	ア 介護用備品（車椅子等）又は介護予防用備品（血圧計、トレーニング機器等）の購入 イ 地域活動に直接必要な備	地区等と一体となつて行うイベント（祭り、スポーツ大会等）	ア 道路（町道、演習場内道路以外）及び地区公園等の清掃 イ 地区公民館、地区公園、公共施設及び街路等の緑化	公益性があり、かつ、町長が特に必要と認めるもの

		品（建築物、消耗品及び大野原演習場作業用は除く。）の購入						品（建築物、消耗品及び大野原演習場作業用は除く。）の購入					
補助事業者	地区	地区	地区及びこれに準ずる団体	地区及びこれに準ずる団体	地区及びこれに準ずる団体	補助事業者	地区	地区	地区及びこれに準ずる団体	地区及びこれに準ずる団体	地区及びこれに準ずる団体		
採択基準	地区施設のバリアフリー化又は改修・修繕で町長が必要と認めるもの	地区施設における介護又は地域活動を目的とした備品の購入で町長が必要と認めるもの	公益性があるイベントで参加人数おおむね20人以上のもので町長が必要と認めるもの	ア 農道、林道、地区公園等の清掃作業で受益者又は参加人数おおむね10人以上のもので町長が必要と認めるもの イ 地区施設及び公共施設等への花壇の設置及	公益性があり、かつ、町長が特に必要と認めるもの	採択基準	地区施設のバリアフリー化又は改修・修繕で町長が必要と認めるもの	地区施設における介護又は地域活動を目的とした備品の購入で町長が必要と認めるもの	公益性があるイベントで参加人数おおむね20人以上のもので町長が必要と認めるもの	ア 農道、林道、地区公園等の清掃作業で受益者又は参加人数おおむね10人以上のもので町長が必要と認めるもの イ 地区施設及び公共施設等への花壇の設置及	公益性があり、かつ、町長が特に必要と認めるもの		

				び樹木、花 卉類の植 栽等で町 長が必要 と認める もの						び樹木、花 卉類の植 栽等で町 長が必要 と認める もの	
補助率	事業費の9 5%以内で補 助限度額を1 00万円とす る。ただし、 町長が特別 の必要があ ると認めた ときはこの 限りでない。	事業費の9 0%以内で補 助限度額を3 0万円とす る。	開催経費 の100%以内 で補助限度 額を20万円 とする。	ア 燃料費 等の100% 以内で補 助限度額 を10万円 とする。 イ 原材料 費等の10 0%以内で 補助限度 額を10万 円とする。	事業費の うち、公益性 のある経費 を補助対象 とし、町長が 定める。	補助率	事業費の9 5%以内で補 助限度額を1 50万円とす る。ただし、 町長が特別 の必要があ ると認めた ときはこの 限りでない。	事業費の9 0%以内で補 助限度額を3 0万円とす る。	開催経費 の100%以内 で補助限度 額を20万円 とする。	ア 燃料費 等の100% 以内で補 助限度額 を10万円 とする。 イ 原材料 費等の10 0%以内で 補助限度 額を10万 円とする。	事業費の うち、公益性 のある経費 を補助対象 とし、町長が 定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。